

平成26年第8回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成26年8月25日(月)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 加藤和宣	委員 檜垣昌子	
	委員 嶋谷珠美	委員 森下淑子	
	教育長 内田隆		
欠席委員	森岡謙二		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	体育協会事務局長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	41号	平成26年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	42号	東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	38号	平成27年度北区放課後子どもプランの実施について	了承
4	39号	ロンドン五輪銅メダリスト・加藤ゆかさん指導による稲付中サブファミリー小学校水泳記録会の開催について	了承
5	40号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成26年第8回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成26年8月25日(月) 13:30

加藤委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成26年第8回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第41号議案「平成26年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

加藤委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第41号議案、平成26年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取についてでございます。

第41号議案をごらんください。議案書の最終ページと、その前のページになりますが、ここに平成26年度の東京都北区一般会計補正予算(第2号)のうち、教育に関する事務に係る部分について記載がされています。説明につきましては、第41号議案参考資料①によりご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、第41号議案参考資料①をごらんいただけますでしょうか。初めに、歳入です。

都支出金、(1)都補助金(教育費補助金)、①通学路防犯設備整備事業費285万円です。これは、東京都通学路防犯設備整備補助金でございまして、設置経費の2分の1補助、1校あたり補助上限額が95万円となっておりますことから、今回設置予定の小学校3校分95万円掛ける3校で285万円を計上いたしました。工事費は、後ほど歳出の小学校費でご説明をさせていただきます。

それでは、歳出に参りまして、教育総務費、事務局費、(1)教育委員会事務局移転経費、1,023万5,000円です。これは、先日ご報告いたしました教育委員会の滝野川分庁舎移転に伴う経費でございます。

消耗品費は、各課のファイリングキャビネット及び教育委員会室の椅子の購入等のための経費です。

修繕料は、移転後に緊急の修繕が必要になった場合の予備費でございます。

物品移転経費は、教育未来館等の移転費です。未来館と教育相談所、就学相談所分です。なお、教育委員会事務局の引越し経費につきましては、総務課で計上済みでございます。

備品費の主なものでございますが、教育委員会室に設置する机や音響設備、また、共用の倉庫に配置するスチール棚等となっております。

続きまして、小学校費、学校管理費、(1)学校施設整備費、810万円は、歳入でご説明しましたお示しの小学校、東十条小、浮間小、滝野川第四小学校、3校に設置す

る防犯カメラ設置経費です。こちらにつきましては、後ほど担当課長より補足説明をさせていただきます。

その下、学校施設建設費、(1)学校改築事業費、5,378万円は、旧赤羽中学校閉鎖管理棟の解体工事費と、なでしこ小学校仮校舎移転に伴う環境整備工事費です。こちらにも詳細につきましては、この後、担当課長より補足説明をさせていただきます。

それでは、裏面に参りまして、中学校費、学校管理費、(1)職員給与費、1,060万円の増額です。給与費は、前年度の10月1日の職員数の給与支払額で当初予算に計上しておりますが、中学校の用務主事が1名増となったため補正するものです。

次の社会体育、社会体育総務費、(1)職員給与費、1,818万円の増額です。こちらにも、今年度から体育教官に副参事が派遣となったため、1名分を補正するものでございます。

次の債務負担行為ですが、予算は原則単年度ごとに計上されますが、工事費等が複数年度にまたがる場合、次年度以降の予算を債務負担行為として定めておくもので、今回はお示しのとおり、なでしこ小学校仮校舎整備工事が平成27年度までの2カ年にわたることから設定するものです。

私からの説明は以上ですが、引き続きまして、学校改築施設管理課長から補足説明をさせていただきます。

学校改築施設管理課長

委員長

加藤委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、第41号議案について、参考資料の②と③を使用しましてご説明をさせていただきます。初めに、小学校費の学校施設整備費、810万円の増額でございます。お手元の参考資料②「区立小学校における通学路防犯カメラ等の新設・更新について」をごらんください。

1番の要旨でございます。平成26年5月に、学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完する目的で、東京都によりまして「通学路防犯設備整備補助制度」が創設されました。通学路の防犯設備とは、防犯カメラのことでございます。この補助事業の創設を機に、北区においても通学路における児童の安全確保を一層図るとともに、平成13年6月になりますが、大阪の池田小事件直後に設置しました防犯カメラで、経年により老朽化している防犯カメラを更新するため、新たに小学校全校を対象に複数年をかけて、各校に複数台防犯カメラを設置させていただくものでございます。

先に、3の平成26年度導入予定校をご説明させていただきます。王子、赤羽、滝野川のいわゆる3地区から1校ずつ校長会の推薦を得て、今年度モデル的に先行導入する3校が、東十条小学校、浮間小学校、滝野川第四小学校でございます。今回の補正予算案は、この3校への防犯カメラ設置経費となっております。

恐れ入ります、2の標準的な整備モデルでございますが、まず(1)の設置台数については、正門付近の1台、これを必置とさせていただきます、これを含めて目安として3台、設置校の立地や地域事情等の個別事情にも配慮しながら、柔軟に増設にも対応

する考えで設置してまいりたいと考えてございます。

(2) の設置場所でございます。防犯カメラを初めとした映像機器や記録した映像の管理上の問題から、当面は防犯カメラを設置する学校の敷地内に設置したいと考えております。ただし、設置校の要請等によっては、敷地外への通学路上に設置することも検討してまいりたいと考えてございます。

(3) の撮影対象につきましては、児童が使用する正門を初めとする各門の付近と、その周辺の通学路を撮影いたします。これは都の補助条件が、必ず通学路を撮影していることとなっているからでございます。

最後に4の平成27年度以降の対応(予定)でございます。赤羽、王子、滝野川の3地区に区分いたしまして、おおむね3カ年で全校導入を図りたいと考えています。なお、平成27年度は赤羽地区で実施を考えてございます。

次に、同じく小学校費の学校改築事業費、5,378万円の増額の件でございます。お手元の参考資料③「なでしこ小学校の改築事業に伴う旧赤羽中学校の環境整備等工事について」をごらんください。

1の要旨でございます。なでしこ小学校の改築事業中の仮移転先につきましては、志茂一丁目の旧赤羽中学校、この入るまでの赤羽岩淵中学校の施設を予定してございます。同室の一部には、過去の耐震診断調査によりまして、耐震補強工事を実施するにはコンクリートの強度が不足するために、平成26年度以来閉鎖管理してきた棟がございます。この3月末には赤羽岩淵中学校による施設利用が終了いたしまして、来年夏に予定するなでしこ小学校の仮移転までの間に間があるため、この期間を利用して閉鎖管理してきた棟を解体させていただくとともに、中学生用に整備された同施設をなでしこ小学校の仮校舎として使用するため、必要な環境整備工事の実施に合わせた経費を計上したのが、今回の補正予算案でございます。

なお、工事が来年度までの2カ年にわたるため、債務負担行為を設定してございまして、今回増額する予算は、今年度中に支払いを予定する工事費の一部でございます。2カ年にわたる事業費の合計は、約1億8,000万円を想定してございます。

2の(1)では、閉鎖管理棟の解体工事の概要について、ご説明しております。まず、解体の対象となる建物ですが、別紙をごらんください。緑色に塗ってございますA・B・Cの3棟が対象でございます。3棟は、昭和35年から昭和42年までの間に建築されたものでございまして、このうちBの棟が、先ほどご説明しましたコンクリート強度の不足が発見された棟でございます。この3月まで、赤羽岩淵中学校が使用していた際には、A、B、Cの3棟を閉鎖館にし、使用の中止をしてございました。

資料にお戻りいただきまして、表で3棟の概要をお示ししています。この解体工事により、約25教室、2,400㎡程度の施設を失うこととなります。残る施設で、なでしこ小学校が必要とする施設規模を充足できる見込みですので、壊した後、増築等は考えてございません。

次に、裏面の(2)で、解体工事の目的をまとめてございます。①では、仮校舎としての環境整備を挙げており、具体的には非常に狭小の運動場をできる限り広くするとともに、小学校に必要な遊具を新たに整備するため、オープンスペースを生み出したいとさせていただいております。先ほどの図面で、緑色と水色で塗った部分が運動場として新たに期待できる部分でございまして、あわせて900㎡ほど運動場をふやすことが

できると考えてございます。

また、②では、災害時の避難所機能の確保としてございまして、同施設が引き続き地域の災害時の避難所となっていることから、この機会に閉鎖管理棟を解体することで、避難所の安全性を高めるとともにオープンスペースの拡張により避難所機能を高めることとしてございます。

次に、3の環境整備工事の実施についてでございます。大きく2点ございまして、一つ目は中学校の校舎を小学校として使用するために、法的に守らなければならないことへの対応でございます。

2点例示してございまして、一つ目は階段の蹴上、階段の段差の改修でございます。建築基準法では中学校の階段の一段の高さは18cm以内となっておりますが、小学校では16cm以内にしなければなりません。このための段差の改修と、4階の排煙装置を改修いたします。小学校は、災害時に避難するのに時間がかかるため、4階建てになるときには4階に排煙設備が必要になります。これは、今はございませんので、これを設置する工事をさせていただきます。

大きな2点目は、実際の施設利用に当たって、小学生の利用に配慮した工事でございます。ランドセル棚の新設や、特別教室の机の高さが高過ぎますので、床を上げることで調整をさせていただく予定でございます。また、バスケットボールなどの高さの調整等も予定してございます。

最後に、4の今後の予定でございます。補正予算を議会にお認めいただきましたら、10月下旬には近隣住民及びなでしこ小学校保護者を対象に、工事内容の説明会を開催させていただきます。工事は早ければ、この秋から着工し、なでしこ小学校が移転してくる来年夏までの間の予定でございます。予定では、来年の夏休み明けからなでしこ小学校が、旧赤羽中学校を使用する計画となっております。

以上、ご説明させていただきました。

加藤委員長

ありがとうございます。

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。いかがでしょうか。

檜垣委員

委員長

加藤委員長

檜垣委員

檜垣委員

質問なのですが、通学路の防犯カメラの新設更新なのですが、3校に新たに新設更新されるということで大変結構なことだと思いますが、コントロールモニターというのは通常どこに置かれるのでしょうか。

学校改築施設管理課長

委員長

加藤委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長	副校長がモニターを監視してございますので、基本的には職員室と考えてございます。
加藤委員長	よろしいですか。
檜垣委員	そうすると、副校長がもうその管理を全面的にやるような形になるのですか、管理責任者といえますか。
学校改築施設管理課長	実質的な管理は、副校長先生にお願いしようと思っておりますが、実際には大変多忙で、防犯カメラのモニターを見ている時間はないかと思っておりますので、その辺は学校ごとの運用になっていくと考えてございます。
檜垣委員	せつかくの機器の導入なので、その辺を周知していただければと思います。よろしくお願いたします。
加藤委員長	ほかに、何かご意見はありますか。特にありませんか。  (質疑・意見なし)
加藤委員長	それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。  (異議なし)
加藤委員長	ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。 次に、日程第2、第42号議案「東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。 事務局から説明をお願いいたします。
学校支援課長	委員長
加藤委員長	学校支援課長
学校支援課長	それでは、第42号議案、東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について、ご説明させていただきます。 まず、議案書を1枚おめくりいただきたいと思っております。このたび、平成26年第3回東京都北区議会定例会に提出されます記書き以下の条例につきまして、区長より教育委員会の意見を求められているものでございます。東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

恐れ入ります、議案書とは別に参考資料をつけさせていただきましたので、そちらをごらんいただきたいと思います。

来年度から始まります子ども・子育て支援新制度でございますが、子ども・子育て支援法、第34条第2項及び第46条第2項は、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、市町村、これは特別区を含みます、の条例で定める運営に関する基準に従い、特定教育・保育及び特定型地域保育を提供しなければならないこととしております。したがって、全ての区市町村は、これらの運営に関する基準を定める条例を制定する必要があり、今議会定例会に提案するものでございます。

下段の枠にお示しさせていただきました特定教育・保育施設とは、幼稚園・保育園・認定子ども園となります。また、特定地域型保育事業とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のこととなります。

なお、本条例は、内閣府令で定めます基準を子ども・子育て支援法に規定する事項別に、従うべき基準または参酌すべき基準として定めております。

それでは、本条例につきまして、要点を絞ってご説明させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、頭から3枚おめくりいただきまして、下に1と記されておりますページをごらんいただきたいと思っております。

第1条でございますが、本条例の趣旨を規定しております。趣旨でございますが、現在事業を実施しております教育・保育施設である保育所や幼稚園に加えまして、新たに地域型保育事業が設立されました。また、学校教育法等の認可を受けていることを前提に、施設事業者からの申請に基づきまして、区が子ども・子育て支援新制度の対象施設事業として確認し、給付による財政支援の対象といたします確認制度、これが新たに始まることから、その運営に関する基準を定めるものでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりください。2ページの第3条でございますが、一般原則の規定でございます。趣旨は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の適切な内容水準の特定教育・保育等の提供の一般原則を規定するものでございます。子どもの意思及び人格を尊重するとともに、地域及び家庭との結び付きを重視した運営、及び子どもの人権の擁護のために必要な体制の整備等に努力義務を負うことを規定するものでございます。

3ページをごらんください。第5条でございますが、内容及び手続の説明及び同意の規定です。趣旨でございますが、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際し、支給認定保護者に対し、運営規定等の内容及び手続の説明を行い、同意を得なければならないこと等について規定するものでございます。

恐れ入ります、5ページをお開きいただけますでしょうか。第6条でございます。利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等の規定でございます。趣旨でございますが、特定教育・保育施設の支給認定保護者からの利用申し込みに対し、正当な理由なく提供を拒否することの禁止等について規定するものでございます。

続きまして、恐れ入ります、7ページをごらんいただきたいと思っております。第11条でございます。小学校等々の連携を規定しております。趣旨でございますが、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際し、支給認定子どもについて、小学校等との密接な連携に努めなければならない旨を規定するものでございます。

続きまして、恐れ入ります、10ページをお開きください。第15条でございます。

特定教育・保育の取扱方針を規定しているところでございます。趣旨でございますが、特定教育・保育施設は、施設の区分及び小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならないこと等を規定するものでございます。

第17条では、相談及び援助を規定しております。趣旨でございますが、特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況等の把握に努め、その保護者等に対し、相談及び助言等を行わなければならないことを規定するものでございます。

恐れ入ります、11ページをごらんいただきたいと思います。第20条、運営規定でございます。趣旨でございますが、特定教育・保育施設の施設が定める目的や保育の内容、職員数、緊急時の対応等の運営規定の事項について規定するものでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、12ページをごらんいただきたいと思います。第24条になります。支給認定子どもを平等に取り扱う原則の規定でございます。趣旨でございますが、特定教育・保育施設においては、利用者の状況によって差別的な取扱いをしてはならない旨を規定するものでございます。

恐れ入りますが、飛びまして15ページをお開きいただきたいと思います。第30条は、苦情解決の規定となります。趣旨でございますが、特定教育・保育施設は、支給認定子ども及びその保護者にとって、安全・安心なものでなければなりません。そのために、各種の支援を行いますが、支援の方法等により苦情が発生することがございます。特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育等に係る苦情に対応しなければならないことについて規定するものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、16ページをごらんいただきたいと思います。第31条は、地域との連携等の規定でございます。趣旨でございますが、特定教育・保育施設は、地域住民等との連携及び地域との交流に努めなければならないと規定するものでございます。

以上が、特定教育・保育施設の運営に関する基準のご説明となります。17ページにつきましては、特例施設型給付費に関する基準、また、18ページ以降につきましては、特定地域型保育事業の運営に関する基準となります。後ほどご高覧いただければと存じます。

恐れ入りますが、28ページをごらんいただきたいと思います。付則の第1条の施行期日です。この条例は、法の施行の日から施行をいたします。

以上、雑駁ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

加藤委員長

この件について、ご質疑またはご意見はございますか。

嶋谷委員

委員長

加藤委員長

嶋谷委員

嶋谷委員

ご説明、ありがとうございました。質問ではないのですが、少し教えていただきたいくて、25ページの第50条なのですけれども、私これを読んで、よくわかっていなかった



たので、大変読んだのですけれども、50条の4行目の括弧の「法第何条」と書いてあるところから、括弧閉じるというところがないのですけれども、どこが括弧閉じるになるのかわからなくて、すみません、「法第28条第1項に規定する」、その行の次の行にまた括弧が始まるので、括弧閉じる場所がちょっとわからないのですね。この鍵括弧閉じるが、括弧閉じる場所になるのですかね。ごめんなさい。

加藤委員長           この括弧閉じる、これを閉じる。その閉じるはどこで閉じるのですかと。

学校支援課長       委員長

加藤委員長           学校支援課長

学校支援課長       今、委員からご指摘がございましたように、括弧が一つ足りないように思われます。こちらにつきましては、条例を策定しました各課、また、部署係のほうに確認させていただきたいと思います。

嶋谷委員            お願いいたします。

加藤委員長           ほかに、ご質疑またはご意見はございますか。

檜垣委員            委員長

加藤委員長           檜垣委員

檜垣委員            質問なのですが、28ページの施行期日なのですが、第1条で、法の施行の日から施行するということなのですが、大体いつぐらいになるのでしょうか。

学校支援課長       委員長

加藤委員長           学校支援課長

学校支援課長       こちらにつきましては、平成27年4月1日からと法では規定されているところがございますが、そのほかに関連する法律に基づいて、そこから施行という形に、法はなっているものですから、明確に27年4月1日からではなくて、法の施行の日から施行するという書き方にさせていただいております。

檜垣委員            わかりました。ありがとうございます。

加藤委員長           ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長      それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤委員長      ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。  
次に、報告事項に移ります。日程第3「報告第38号、平成27年度北区放課後子どもプランの実施について」を事務局から説明をお願いいたします。

学校地域連  
携担当課長      委員長

加藤委員長      学校地域連携担当課長

学校地域連  
携担当課長      それでは、平成27年度北区放課後子どもプランの実施について、報告第38号をごらんいただきたいと思います。1枚おめくりいただきまして、資料をごらんいただきたいと思います。

要旨につきましては、平成27年度放課後子どもプラン実施予定校についてのご報告でございます。

2番、実施の予定校でございます。お示しのとおり、王子第三小学校、柳田小学校、神谷小学校、稲田小学校、八幡小学校の5校で実施を予定してございます。ここに記載しておりませんが、若干整備概要についてご説明させていただきたいと思います。

王子第三小学校につきましては、学校内に現在、学童クラブが1クラブございますが、学校内にもう1クラブを新設いたしますとともに、クラブルームを整備してまいりたいと考えております。

柳田小学校は、クラブルームの整備でございます。

神谷小学校でございますが、こちらも学校内学童が1クラブございますが、神谷南児童館内にある育成室を移転いたしまして、クラブルームもあわせて整備してまいります。

稲田小学校につきましては、6月の補正予算で増額経費を計上させていただいておりまして、現在学童クラブが教育未来館で今、一時移転しているところでございます。その増築した部分、1階部分に学童クラブとクラブルームを整備いたしまして、そこで実施をしてまいります。

八幡小学校につきましては、クラブルームの一教室の整備となっております。

今説明しました5整備に加えまして、学校内にある備蓄室の移転や、各教室の配置換えに伴います移設整備などを実施いたしまして、教育環境に考慮した教室の整備を行ってまいります。

3番の導入状況でございます。平成24年度から、今3カ年で全部で10校やっておりますが、導入状況はお示しのとおりでございます。

4番の今後の予定でございます。今月8月でございますが、8月下旬から9月にかけて、各実施校におきまして準備会を立ち上げまして、運営方法等を検討してまいり

たいと思っております。10月以降ですが、その準備会の中で委託方式となった学校につきまして、プロポーザルによる委託事業者の選定をいたしまして、おおむね12月ごろを目途に事業者を決定してまいりたいと考えております。並行いたしまして、11月から2月にかけて、各学校内の改修整備を行いまして、平成27年4月のクラブ事業を開始できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

加藤委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森下委員

委員長

加藤委員長

森下委員

森下委員

希望といたしますか、感想等なのですけれども、現在ここに書かれている学校以外の実施が、この平成24年度、25年度の実施校としてあります。この間、教育ビジョン2015の話し合いのときに、青少年委員の皆さんとか、あるいはスポーツ推進委員の皆さんの中にも、現在その地域の学校で放課後子どもプランをやっている、自分たちもかかわっているということで、地域の皆様による東十条のような形の運営方法と、それから業者さんが入ってきて外部の方にやっていただいている、この二者があると思うのですけれどもね。

大変なことだと思っておりますけれども、できれば、地域の子どもの地域の人たちが育てていただくという意味では、可能な限り、東十条のような形の運営方法が、子どもたちにとっても、また地域の人とのかかわりを深めてみんなで見守っていくという意味でも、道で知り合いのおじさんやおばさんがいたりしていろいろな方と出会うという意味でも、もちろん業者さんの方で専門的にいろいろと配慮してくださっていることもよくわかりますので、それはそれで安心はしておりますが、地域の方々のお力を借りることができれば、よりいいのではないかなという希望を持っております。

学校地域連携担当課長

委員長

加藤委員長

学校地域連携担当課長

学校地域連携担当課長

現在10校で実施をしておりますが、そのうち直営というのは今4カ所、4校だけということで実施しております。あとは事業者でやっていただいているというのが現状でございます。森下委員がおっしゃったように、地域の方と顔が見える関係というものをつくっていくことはとても大事だと思っております。現在その委託しているところにつきましても、特別活動といたしますか、そういった形をとった時間帯を設けまして、その時間帯については地域の昔遊びが得意な方とか、茶道の方とか、そういった方たちを講師として呼んでやっていただくという取り組みも少しずつですが進めております。

委託方式はいいとか、直営がいいというのはいろいろあると思うのですが、毎日のことになりますので、夏休み期間も、安定した運営をした上で、地域との連携、顔が見える関係というのを今後も考えていきたいと思っております。

以上です。

森下委員

よろしく申し上げます。

加藤委員長

よろしく願いいたします。

ほかに、ご質疑またはご意見はございますか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第4、報告第39号「ロンドン五輪銅メダリスト・加藤ゆかさん指導による稲付中サブファミリー小学校水泳記録会の開催について」を事務局から説明をお願いいたします。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

委員長

加藤委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

それでは、報告第39号のご説明をさせていただきます。1枚おめくりいただきたいと存じます。本件につきましては、東京オリンピック・パラリンピック担当課長から教育指導課の連名で資料作成をいたしたところでございます。なお、オリンピックの招聘に係る調整、それからオリンピックと学校側との調整、これにつきまして、オリンピック・パラリンピック担当課で進めてまいりましたので、私からご説明をさせていただきますと存じます。

1番の概要のところでございます。オリンピック教育推進校の小学校、清水小学校、第三岩淵小学校、それから梅木小学校でございます。例年、水泳記録会を実施してございます。本年につきましては、ロンドンオリンピック銅メダリスト、加藤ゆか元選手を招きまして、世界最高レベルの水泳技法、それから直接指導をしていただくということで、水泳能力のレベルアップを図っていきたいということがまず、1点の趣旨でございます。

それから2点目でございますけれども、水泳で切磋琢磨することを通じまして、フェアプレー精神を培うということによりまして、相互理解を何よりも尊重するオリンピック精神や意義を学ぶ機会とするということを考えて、実施するものでございます。

2番の日時、会場等でございます。お示しのとおり、9月5日、午後1時半から行います。場所は、第三岩淵小学校プールでございます。参加する児童につきましては、そ

それぞれの学校6年生を中心に構成をいたしまして、100名程度の人数で実施をしてまいります。

3の主な内容でございますけれども、まずは加藤元選手に模範水泳をしていただきます。それから、児童に泳いでいただき、そのコメント指導をしていただきます。それから、本体のメインの記録会がございまして、その後に男女100mリレー、それから最後には、加藤ゆか元選手一人と、学校側の選抜生4人が25mずつ泳ぎまして合計100mで競争をするということを考えてございます。相当の差がつくと想定しております。これも現実かということで、そういった趣旨で行うものでございます。

加藤ゆかさんのプロフィールにつきましては、お示しのとおりでございます。主な成績につきましては、いずれも女子の部におきましての成績を掲載してございます。右側に写真を載せております。今回、報告をするに当たりまして、ご本人の許諾を得た唯一の写真となっております。運動やスポーツに、より一層親しみを持っていただくと、興味を持っていただくと、そして取り組んでいただくということを願ひまして、今回の記録会を企画した次第でございます。

以上でございます。

加藤委員長

ありがとうございます。  
本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森下委員

委員長

加藤委員長

森下委員

森下委員

質問ではないのですが、この3校は、小学校の水泳記録会というものが廃止になって、その後、3校合同でサブファミリーとして記録会を毎年三岩のほうで集まって行われております。オリンピックの推進校に当たっているということですので素晴らしい企画をつくられましたと思ったのですが、この概要または目的の中に、もう一つこの行事を通して、3校がサブファミリーの子どもたちの友好をさらに深める機会とするということが入ると、もう少しいいのかなという希望を持ちました。

以上です。

加藤委員長

ありがとうございます。ほかに、ご質疑またはご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。  
次に、日程第5、報告第40号「後援・共催事業に関する報告」について事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

加藤委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、後援・共催事業に関しまして、ご報告申し上げます。報告第40号をごらんください。今回は、名義使用承認報告が14件、事業実績報告が6件でございます。初めに、名義使用承認報告でございます。

1件目は、第3回 中央大学文化講演会です。中央大学学会東京北区支部の主催で、「アベノミクスと税制改革」といった演題で、9月20日に北とぴあ 天覧の間で行われます。

2件目が、東京都特別支援学校総合文化祭将棋大会です。東京都教育委員会の主催で、来年1月23日に北とぴあで行われます。

それでは、おめくりをいただきまして3件目、2014北区花火会でございます。2014北区花火会実行委員会主催で、10月11日～12日に、荒川河川敷・赤羽岩淵水門周辺で実施されます。

4件目は、こと・三絃・尺八三曲親子教室です。東雲会の主催で、10月5日～平成27年2月22日の間に12回、滝野川文化センターで行われます。

5件目は、日本ボーイスカウト東京連盟城北地区北区連絡会共催事業でございます。日本ボーイスカウト東京連盟城北地区北区連絡会主催で、10月5日、26日、そして来年の2月8日に中央公園文化センターほかで実施されます。

6件目は、文化庁伝統文化親子教室 茶道・華道親子教室です。松風会 北区茶華道連盟主催で、9月15日～平成27年2月15日の間に全13回、北とぴあで実施されます。

7件目は、2014チャイルドライン秋の東京キャンペーンです。チャイルドラインとは、18歳までの子どもの専用電話で、全国どこからでもフリーダイヤルで出られる悩み事などの相談電話です。特定非営利活動法人東京シューレ主催で、9月16日～29日の間に東京シューレチャイルドライン会場で実施されます。

8件目は、第6回 東田端ぽっぽまつりです。東田端まちづくり協議会の主催で、鉄道写真の展示、模擬店などを行う祭りで、11月9日に滝野川第四小学校で開催されます。

おめくりいただきまして9件目、王子狐の夕すず美2014でございます。「王子狐の夕すず美」実行委員会主催で、9月6日に音無親水公園ほかで、夏のなごりは水辺の縁日として、王子稲荷神社から王子駅周辺までのパレードや、音無親水公園の水辺ステージ、道路わきでのパフォーマンス等の発表と、まちの名物等の出店を行います。

10件目は、第18回 親子でチャレンジ飛鳥山です。東京都北区青少年委員会主催で、11月23日に飛鳥山公園で行われます。青少年委員の手づくりのアトラクションで、親子で協力してゲームやクイズに挑戦するイベントです。

11件目、桜の郷へようこそ 第12回 東京陶芸展です。東京クレイワークスの主催で、平成27年3月26日～30日の間、北とぴあ 地下展示ホールで開催されます。

12件目は、来た区なる踊りたくなるヤング・フォークダンスです。北フォークローレ実行委員会の主催で、10月26日に赤羽公園で実施されます。

13件目は、東京理科大学管弦楽団 第55回 定期演奏会です。東京理科大学管弦

楽団の主催で、11月2日、北とぴあ さくらホールで実施されます。

14件目は、東京都公立学校事務職員研究協議会 第47回 研究大会です。東京都公立学校事務職員研究協議会の主催で、10月16日に北とぴあ つつじホールで開催されます。

おめくりをいただきまして、事業実績報告でございますが、お示しの6件でございます。ご高覧いただければと思います。以上でございます。

加藤委員長	ありがとうございます。 この件に関しまして、何か皆様から、ご質疑・ご意見はございませんでしょうか。
檜垣委員	委員長
加藤委員長	檜垣委員
檜垣委員	参考までに質問なのですけれども、7件目なのですが、2014チャイルドライン秋の東京キャンペーンで、場所が東京シューレチャイルドライン会場というのがありますが、これはどちらになりますか、
教育政策課長	委員長
加藤委員長	教育政策課長
教育政策課長	王子本町のところに、東京シューレという建物がございます。その会場と聞いております。
檜垣委員	ありがとうございます。
教育政策課長	岸町ふれあい館の近くです。
生涯学習・スポーツ振興課長	委員長
加藤委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・スポーツ振興課長	今、教育政策課長から話がありましたように、岸町一丁目にあります東京シューレの会場を、この期間専用的に電話を受けられるような形と聞いてございます。
加藤委員長	ありがとうございます。よろしいですか。ほかに。

森下委員	委員長
加藤委員長	森下委員
森下委員	私も同じく名義使用承認報告の7番目のところをお尋ねしようと思ったのですが、今の東京シューレのチャイルドライン秋の東京キャンペーンというのは、恐らくことしが初めてではないのかもしれませんが。昨年もあったのかもしれないのですが、これは後援ということで、北区教育委員会が後援するということなのですが、広報的にはどういう方法で行うのですか。大変よい機会だと思っているのです。1回でもこういう機会が多いほうが、悩みのある子どもさんたちにとってはいいことなので、私は事業としてはよいことだと思うのですが、広報的にはもう相手方のシューレさんに任せであるという感じなのでしょうか。
生涯学習・スポーツ振興課長	委員長
加藤委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・スポーツ振興課長	広報手段につきましては、事業所でカードですとか、ポスターの配布になります。カードは名刺サイズで、こういうご案内を一つの手段としてお配りをしているというのを聞いております。また、ポスターを配布したり、あとインターネットで周知したり、あとの情報につきましては、やはり口コミとかが有力であるということで、そういったインターネットの周知、口コミ等を中心にやられていると聞いているところでございます。
森下委員	わかりました。ありがとうございます。
加藤委員長	ほかに、何かありますか。  (質疑・意見なし)
加藤委員長	ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成26年第8回教育委員会臨時会を閉会いたします。